

いわき市農業委員会総会会議規則（全文）

昭和47年 7月29日いわき市農業委員会規則第1号

（趣旨）

第1条 いわき市農業委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「総会」という。）は、この規則の定めるところによる。

（総会の通知及び公示）

第2条 会長は、総会を招集するときは、総会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに、公告しなければならない。

2 前項の通知及び公告は、緊急やむを得ない場合を除き、総会の3日前までにしなければならない。

（参集）

第3条 委員は、招集の当日定刻までに参集しなければならない。

（欠席の届出）

第4条 委員は、やむを得ない理由により出席できないときは、当日の会議を開始する時刻までに、会長に届け出なければならない。

（議席）

第5条 委員の議席は、委員の任期満了による任命の後、最初に行なわれる総会においてくじで定める。

2 補欠の委員の議席は、前任者の議席とする。ただし、補欠の委員が複数いる場合、番号の小さい議席を年長者の議席とする。

3 議席には、番号及び氏名標をつけるものとする。

（議長）

第6条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

2 会長及びその職務を代理する者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けたときの総会又は委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会においては、委員の最年長者が議長となる。

（総会の開閉）

第7条 開会、休憩、延会又は閉会は、議長が宣告する。

2 議長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

3 会議開始の時刻後、相当の時間を経ても、なお出席委員が定数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

(議題の宣告)

第8条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて総会にはかつて決定する。

(議案の説明)

第10条 総会において事件が議題となつたときは、提案者は、その趣旨を説明しなければならない。ただし、必要があるときは、議長は、職員又はその他の者に議案の説明をさせることができる。

(議案の審議)

第11条 議案の審議は、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(関係者の意見聴取)

第12条 総会は、議案の審議に当たり、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審議事項の制限)

第13条 総会は、第2条第1項の規定により、通知及び公示した議案についてのみ審議することができる。ただし、第15条の場合は、この限りでない。

(発言)

第14条 委員は、議案について自由に質疑又は意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

3 発言は、すべて簡明にし、議題の範囲をこえてはならない。

(動議の提出)

第15条 委員は、総会において、あらかじめ予定された議案のほか、動議を提出することができる。

(動議の制限)

第16条 議長は、動議の提出のあつたときは、その動議を採択するか否かをはか

らなければならない。

- 2 動議は、出席委員の5分の1以上の賛成者がなければ、これを議案とし、審議することができない。

(修正の動議)

第17条 委員は、議案に対して、修正の動議を提出することができる。

- 2 修正の動議は、その案を備え、出席委員の4分の1以上の賛成者とともに、連署して議長に提出しなければならない。
- 3 修正の動議の採決の順序は、修正案を先にし、原案を後にする。
- 4 修正案が2以上あるときは、その趣旨が、原案に最も異なるものから順次採決するものとする。

(先議、動議の採決順序)

第18条 他の事件に先だつて採決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が採決の順序を決定する。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて総会にはかつて決定する。

(議案の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 総会の議題となつた議案を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び総会の議題となつた動議を撤回しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。

- 2 委員が提出した議案及び動議で、前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(採決の方法)

第20条 採決の方法は、起立又は挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき、又は出席委員の5分の1以上の要求があるときは、投票の方法による。

- 2 投票用紙の様式は、議長が定める。
- 3 採決のとき現に議場にいない委員は、採決に加わることができない。
- 4 議長は、採決の結果を宣告しなければならない。

(簡易採決)

第21条 議長は、総会の議題となつた事件について、前条の規定によるほか、異議の有無を総会にはかることができる。

- 2 議長は、異議がないと認めるときは、可否の旨を宣告する。ただし、議長の

宣告に対し、出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、議長は、起立、挙手又は投票のいずれかの方法で採決しなければならない。

(委員の退席)

第22条 委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。

(委員の取締り)

第23条 総会中、委員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させることができる。命令に従わないときは、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外へ退去させることができる。

(議事録)

第24条 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開会、閉会の日時及び場所

(2) 出席及び欠席した委員の番号、氏名及び数

(3) 議事要録

(4) 議決事項

(5) 賛否の数

(6) その他会長が必要と認める事項

2 議事録には、議長が総会において、指名した2人の出席委員が署名しなければならない。

(傍聴人)

第25条 傍聴人は、定められた場所以外の場所にはいつてはならない。

2 凶器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めるものは、入場することができない。

3 傍聴人は、議場において発言し、その他けん騒にわたる行為をしてはならない。

4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第26条 この規則の疑義は、すべて議長が定める。ただし、異議があるときは、

総会にはかつて決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(感染症対策の特例)

第2条 会長は、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）の防止に必要と認める場合に限り、第3条の規定にかかわらず、総会及び委員の範囲を指定して、委員に出席の自粛を要請することができる。

2 前項の要請に応じた委員は、総会に出席しなかったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月4日いわき市農委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月1日いわき市農委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日いわき市農委規則第1号）

この規則は、平成30年7月8日から施行する。

附 則（令和2年5月27日いわき市農委規則第2号）

この規則は、令和2年5月27日から施行する。